	三、第九十三条の二、第九十九条の十二第三項、第百条第四項、第百二条の二第一項、第三項、第百二条の三第一項及び第二項（第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第百二条の四第一項並びに第百二条の五第一項及び第三項
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）	第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十四条第一項、第九十三条第三項及び第四項、第九十八条第一項、第百二十六条第二項及び第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十条第二項、第百三十三条第一項、第百四十四条第二項、第百五十二条第一項、第百五十九条第三項及び第四項並びに第百七十一条第二項
別表有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）の項を削る。	
別表有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の項を削る。	
別表電気通信役務利用放送法の項を削る。	
別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）	第十一条（文書の提出に限る。）
別表放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の項、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の項を次のように改める。	
放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）	第十条、第十二条第一項から第三項まで（これらの規定を同条、第四項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十五条第一項、第二十条第二項、第二十二条、第二十四条、第二十六条第二項、第二十八条から第三十条まで（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項、第五十九条第一項、第六十八条、第七十条第一項、第七十七条、第七十七条の二、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十一条第一項、第八十五条、第八十六条第二項、第九十二条第二項、第九十四条、第百二条第一項及び第三項、第百四条、第百二十七条、第百三十八条、第百四十六条まで、第百五十一条、第百五十六条、第百五十九条、第百六十一条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第百六十四条、第百七十二条、第百七十七条、第百七十九条、第百八十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百九十三条、第百九十八条、第二百八条、第二百九条から第二百十二条まで並びに第二百十六条
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）	第六条の三、第三十二条の九の二（第四十五条の二において準用する場合を含む。）、第三十三条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条の五及び第五項、第四十一条の六、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三、第二項、第四十六条の三第一項（第四十六条の八第一項、第五十一条の六、第五十一条の十から第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）	第五条、第七条第一項、第二十条第二項、第二十二条第一項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第二十八条から第三十条まで（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項、第五十九条第一項、第六十八条、第七十条第一項、第七十七条、第七十七条の二、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十一条第一項、第八十五条、第八十六条第二項、第九十二条第二項、第九十四条、第百二条第一項及び第三項、第百四条、第百二十七条、第百三十八条、第百四十六条まで、第百五十一条、第百五十六条、第百五十九条、第百六十一条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第百六十四条、第百七十二条、第百七十七条、第百七十九条、第百八十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百九十三条、第百九十八条、第二百八条、第二百九条から第二百十二条まで並びに第二百十六条
別表有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律を施行する規則（昭和二十六年電波監理委員会規則第三号）の項を削る。	
別表有線ラジオ放送の設備及び業務の特例に関する届出の特例（昭和二十八年郵政省令第五十五号）の項を削る。	
別表有線放送電話規則（昭和三十二年郵政省令第十七号）の項を削る。	
別表有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）の項及び有線テレビジョン放送の設備及び業務の届出の特例（昭和四十八年郵政省令第四号）の項を削る。	
別表電波監理審議会が行う意見聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の項中「（第四十四条」を「（第四十二条」に、「第四十三条」を「第四十条」に改める。	
別表登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の項を次のように改める。	
登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）	第二条第一項（第三条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第九条の三第一項及び第三項、第九条の四第一項、第九条の五第一項並びに第九条の六
別表電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の項を次のように改める。	
電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）	第一条第一項、第四条第一項から第三項まで並びに第五条第一項から第三項まで及び第五項